

大阪府社会福祉事業団職員互助会
スポーツジム利用に対する費用補助制度実施要綱

(令和6年4月1日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府社会福祉事業団職員互助会（以下「互助会」という。）会則第5条並びに同運営規則第2条第2号に規定する会員の福利増進のための事業として、スポーツジム利用に対する費用補助についてその取扱いを定め、会員の健康増進を図ることを目的とする。

(スポーツジム利用の定義)

第2条 この実施要綱で「スポーツジム利用」とは、次の各号のいずれの条件も満たすものとする。

- (1) 会員自身の健康維持が目的とされるもの。
- (2) 民間もしくは市町村が運営しているスポーツジム、もしくはスクールであること。
- (3) 一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会のライフサポート倶楽部の会員特典以外で利用する施設のことをいう。

(対象者)

第3条 補助の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助の申請時に互助会の会員の資格を有しているもの
- (2) その他会長が特に必要と認めたもの

2 スポーツジム利用に対する費用補助は、前項に規定する職員が第2条第2項に規定する施設の利用であることを前提とする。

3 補助は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に、スポーツジムの月額費用を継続的に6か月間以上支払い、会長が承認した職員に行うものとする。

(支給額)

第4条 スポーツジム費用補助の支給額は、月額1,000円迄とし、6か月単位での支給、最大12,000円迄とする。

(補助の制限)

第5条 スポーツジム費用補助は、前項に定める期間内に会員一人につき6ヶ月ごとに毎年2回までの事由発生に限り行うものとする。

(補助金の請求並びに交付)

第6条 補助金の請求は、事由発生後3ヶ月以内に、スポーツジム利用に対する補助金請求書（様式第1）に、次の各号に掲げる書類を添付して、各所属長を経由して会長へ提出しなければならない。

- (1) 入会契約書（写）
- (2) スポーツジム施設と証明できるもの
 - ・パンフレット
 - ・リーフレット
 - ・ホームページ（写）
- (3) 支払い明細書および銀行引き落とし明細書（写）

(4) 上記(1)～(3)の添付が1つでも不足な場合、(様式第2)に利用施設が証明したものを追加で提出する必要がある。但し、3カ月以内の発行に限る

(5) その他会長が必要とするもの

- 2 同条第1項(2)に関して、いずれか1部で構わない
- 3 同条第1項(3)に関して、スポーツジム施設費用以外の部分を伏せた状態でも構わない
- 4 補助を受けようとする会員は、その事由の発生した日の翌月から3ヶ月以内に請求しないときは、当該権利は消滅する。なお、請求とは前項に規定する書類が、所属施設を通じて事業団職員互助会事務局が受け付けることをいう。ただし、特別な理由があり、会長が認めた場合はこの限りでない。
- 5 補助金の申請は、会員本人が行わなければならない。
- 6 補助金は、給与支給日に交付する。

(補助の制限)

第7条 会長は、補助の申請、交付並びに報告に関して不正や虚偽の事実があったことが判明したときは、その補助を取消し、会員に補助金の一部または全部を一時に返済させることができる。

(権利の譲渡禁止等)

第8条 会員は、このスポーツジム利用に対する費用補助の権利を他に譲渡し、又は担保に供することはできない。

- 2 この制度を利用しなかった会員に対する助成の代替措置は講じない。

(その他)

第9条 この要綱に定めがない事項については、会長が別に定めることができる。

附 則 (令和6年4月1日)

1. この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
2. 令和6年度に限り、第4条に定める支給額を6カ月単位での支給で最大6,000円とする。

所属長		

年 月 日

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団職員互助会
会長 行松 英明 様

施設名
職員番号
氏名 印

スポーツジム（スクール）利用に対する費用補助金請求書

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団職員互助会のスポーツジム利用に対する費用補助制度実施要綱に基づき、補助金を下記のとおり受けたいので、関係書類を添付し請求いたします。

記

1. 補助金請求額 金 _____ 円
2. 支払い期間 年 月 日から 年 月 日 か月
3. 添付書類
 - (1) 入会契約書(写) もしくは、会員証(写)
 - (2) スポーツジム施設(スクール施設)と証明できるもの
 - ・パンフレット、リーフレット等
 - ・ホームページ(写)
 - (3) 支払い明細書および銀行引き落とし明細書(写)(全期間分)
 - (4) 上記(1)～(3)の添付が1つでも不足な場合、(様式第2)に利用施設が証明したものを追加で提出する必要がある。
(但し、3カ月以内の発行に限る)

互助会受付年月日	年 月 日	担当者	担当者	審査	会長
支給年月日	年 月 日				
支給額	円				

様式第2（第6条関係）

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団職員互助会
会長 行松 英明 様

スポーツジム（スクール）利用に対する利用証明書

氏名	
入会日	年 月 日 入会
在籍期間	年 月 日 ～ 年 月 日 現在に至る
(すでに退会した 場合)	年 月 日 ～ 年 月 日 の期間在籍 年 月 日付 退会済
在籍期間の 月会費	1ヶ月 円 6ヶ月 円
利用内容	
備考	

※4月1日から翌年3月31日の間で6ヶ月以上の期間でご証明お願い致します。

上記の内容について、証明致します。

年 月 日

利用施設住所

利用施設名

代表者名

印